

事業概要表

事業名称	企業誘致推進事業	事業種別	直営	担当部課	企画部企業誘致課	事務事業No.	1				
事業期間	平成23年度 ～ 平成25年度			記入者	三矢裕貴						
事業の経緯	平成19年に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が施行された。この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地による地域における産業集積の形成及び活性化のために市が主体的かつ計画的な取組を実施することを求めている。市においても産業集積を積極的に進め地域の自立的な発展を目的に事業実施している。			根拠法令	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律						
				根拠条例	なし						
				必須業務の有無	なし						
事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など)	市勢の維持・発展には企業誘致(留置を含む)による、雇用の維持や新たな雇用の創出、地域経済の活性化を図ることが必要となる。 市長マニフェスト:活力と魅力あふれる産業づくり ・企業誘致を推進し、雇用と財政の基盤を強化 ・住宅と工場の混在を解消するため、優良な工業用地への移転誘致を実施			これまでの成果	成果の内容	市外からの新たな立地や市内への留置による雇用の確保、産業の活性化及び市税収の増加					
	事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など)	■企業誘致活動:工業団地内への立地や将来的な移転等の情報把握のため、市内外の企業を個別に企業訪問するとともに、県内外で開催される展示会に出展して、移転又は拡張計画を有する企業と接触することにより、本市への立地の積極的な働きかけを実施 ■企業立地支援:立地希望企業に対してワンストップサービスによる早期立地 ■企業への情報発信:企業訪問等により国、県及び市の補助金制度等について情報提供し、積極的な設備投資を促進 ■市内企業のビジネスマッチングの支援:東京及び大阪の展示会に市と共同出展することにより、企業の新たな事業展開、販路拡大、営業戦略の強化を支援			実績指標名	訪問企業数(延べ数)					
指標の推移		単位	H23実績		H24実績	H25見込	目標値(H26)				
社		126	177		200	200					
成果指標名		平成19年度からの誘致企業(留置企業を含む)に係る固定資産税額									
指標の推移	単位	H23実績	H24実績	H25見込	目標値(H26)						
千円	472,362	593,740	653,100	718,400							
【収入】	千円	H23実績	H24実績	H25見込	対象者の状況	対象者名	日本の企業数(製造業) ※実績:経済センサス(H24実績は速報値)				
	使用料・手数料					対象者の推移	単位	H21実績	H24実績	H25見込	目標値(H26)
国支出金(補助率)					社	450,966	436,646	423,500	410,800		
県支出金(補助率)					将来の動向	緊急経済対策による円高の是正、製造業の設備投資の促進などの効果により、景気は上向き傾向にある。しかし、顧客に近いところで製造するという企業の経営方針に大きな転換はなく、また金融円滑化法の廃止による影響も懸念され、今後も国内の企業数は減少傾向が続くと想定される。					
その他(土地貸付収入)				3,000	民間委託	委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など)	なし				
収入合計	0	0	3,000	民間委託の受け皿		■なし □あり(具体的に:)					
【支出】	千円	H23実績	H24実績	H25見込	市における類似事業	関連事業	工場等建設奨励金、企業再投資促進補助金(商工観光課)				
人件費	正規職員	従事人数(人)	3.00	3.00		3.00	近隣市町の状況 全国の動向	■近隣市町の状況:近隣市町において企業誘致担当課を設置している自治体(H25年4月現在)豊川市(企業立地推進課)、蒲都市(企業立地推進課)、新城市(立地課)、田原市(企業立地推進室)、幸田町(企業立地課) ■全国の動向:企業立地促進法に基づき、各地域の都道府県及び市町村で基本計画を策定し、各地域の実情に応じた企業立地を展開 特に、九州地方・中国地方や東北地方などの自治体では、用地の30%から55%、設備投資額の10~30%と高額な補助金を出して企業誘致に務めている。			
	臨時・嘱託・再雇用職員	従事人数(人)	0.0	0.0		0.0		国、県の補助金の動向	国:日本経済再生に向けた緊急経済対策により、国内の設備投資を促進 県:産業空洞化対策減税基金に基づく県外企業の新規立地や県内企業の再投資を促進 市内企業の流出につながったり、新規立地の可能性が低くなることが考えられ、雇用の場の減少、人口の減少、市税収の減少が懸念される。		
		人件費	20,961	20,961		20,961			その他特記事項(公開事業診断にかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など)	企業誘致における課題 1. 農地法、森林法などの土地利用規制が厳しく、用地確保が難しい。 2. 企業の新規立地が必ずしも市内の正規雇用者の増加に結びつかず、市外からの雇用や非正規雇用にとどまってしまう。 3. 企業誘致に係るPR事業や企業訪問などの活動が、直ぐに成果として現れない。	
事業費(予算・決算上)	965	2,738	6,611	【収支】		千円					
支出合計	21,926	23,699	27,572		千円	H23実績				H24実績	H25見込
一般財源充当額	21,926	23,699	24,572	千円	H23実績	H24実績	H25見込				
対象者あたり一般財源充当額(円)	49	54	58	千円	H23実績	H24実績	H25見込				
主な事業費 (H25見込)	事業名称	事業概要		事業費(円)	国、県の補助金の動向	千円					
	展示会出展旅費	東京及び大阪展示会出張旅費		551,000		廃止したときの影響	千円				
	企業訪問等旅費	企業訪問等出張旅費		460,000			その他特記事項(公開事業診断にかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など)	千円			
	印刷製本費	企業用地案内パンフレット、展示パネル印刷費		614,000				千円	千円		
	使用料及び賃借料	東京・大阪展示会出展料及び備品レンタル料		2,964,000					千円	H23実績	H24実績

西尾

企業用地のご案内

Nishio

Introduction of Industrial sites

先を見通す力で躍進を!





新たな「ものづくり」の 集積を目指して

愛知県西尾市長 榊原康正

西尾市は、発展性の高い西三河南部平野部に位置し、三河湾に面し矢作川や三ヶ根山などの山々の多様な自然環境の中で、地域に根ざした多種多様な産業を育んできた歴史を有しております。

西尾市の中には、名古屋城の石垣にも使用され硬くて重い幡豆石の産地として有名な幡豆地区や、元禄事件（忠臣蔵）で有名な吉良地区に、碎石場跡地等の優良な地盤で地震や津波にも強い工場用地が多数あります。

さらに、共立総合研究所が行った中部9県の都市圏別成長ランキングによりますと、リーマン・ショック後の成長力では、第3位に位置づけしていただきました。

生活環境面では、中学校卒業までの子供の医療費を無料化するなど医療面を始め、福祉、教育、文化等あらゆる面での環境整備にも力を入れております。

さらに、西尾市には「三ヶ根山」や「佐久島」に代表される三河湾国定公園の美しい大自然、豊かな緑、矢作川の清流や吉良温泉などの観光資源にも恵まれており、就業される従業員の皆様にとっても生活しやすい環境を備えております。

今後も、より一層、まちの活力となる産業を振興し企業進出を推進するため、企業の皆様からのご相談などに迅速に対応するため企業誘致課を設置してフォローアップを充実させております。

「先を見通す力」を育む西尾。ぜひあなたも、西尾で新たなものづくりを始めませんか。我々も全力で協力します。

西尾 企業用地のご案内

西尾市の概況	1
西尾市はこんなところ／絵で見る市民統計	
西尾の日本一	3
西尾市の農水産物	
優れた技術を有する産業集積	4
高度な技術集積	
企業用地のご案内	5
企業用地／優遇制度／各工業団地概要	



西尾市の概況

西尾市はこんなところ…



[面積]	160.34km ²	[世帯数]	54,435世帯 (平成22年国勢調査)
[人口]	165,298人 (平成22年国勢調査)	[事業所数]	7,997事業所 (平成21年経済センサス基礎調査)
	163,232人 (平成17年国勢調査)		

- 製造品出荷額 **11,548.9** 億円 …… **36** 位

- 農業産出額 **228.6** 億円 …… **40** 位

- 世帯あたり乗用車保有台数 **1.94** 台 …… **19** 位

- 住みよさランキング^{*} …… **17** 位

資料 東洋経済新報社 2010年 (全国 786 団体中)

※住みよさランキングは、公的統計をもとに、東洋経済新報社が“都市力”を「安心度」、「利便度」、「快適度」、「富裕度」、「住居水準充実度」の5つの観点に分類し、採用14指標について、それぞれ平均値を50とする偏差値を算出、その単純平均を総合評価としてランキングしたものです。

絵で見る
市民統計

世帯人口 ▶ 1世帯に3.0人



▶ 56,675世帯
169,163人 [平成23年4月]

結婚 ▶ 1日に2.5組



▶ 896組 [平成22年度]

離婚 ▶ 1.3日に1組



▶ 279組 [平成22年度]

出生 ▶ 1日に4.0人



▶ 1,466人 [平成22年]

死亡 ▶ 1日に4.1人



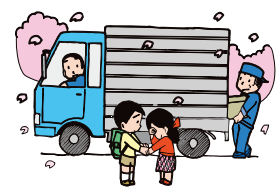
▶ 1,493人 [平成22年]

転入 ▶ 1日に12.8人



▶ 4,663人 [平成22年]

転出 ▶ 1日に11.3人



▶ 4,112人 [平成22年]

固定電話 ▶ 1世帯に0.6台



▶ 32,523台 [平成22年度]

水道使用量
▶ 1人1日303リットル



▶ 1日に51,226m³
18,697千m³ [平成22年度]

保有自動車
▶ 1世帯に2.4台



▶ 137,491台 [平成22年3月]

ゴミ排出量 ▶ 1人1日689g



▶ 1日に116.6t
42,551t [平成22年度]

医師(歯科医を含む)
▶ 市民677人に1人



▶ 250人 [平成20年]

刑法犯罪 ▶ 1日に6.2件



▶ 2,262件 [平成22年]

交通事故 ▶ 1日に2.6件



▶ 934件 [平成22年]

救急車 ▶ 1日に14.7件



▶ 5,381件 [平成22年]

火災 ▶ 5.4日に1件



▶ 68件 [平成22年]

公園面積 ▶ 1人に4.2m²



▶ 70.97ha (供用面積)
[平成23年4月]

市職員 ▶ 市民94人に1人



▶ 1,798人 [平成23年4月]

決算(普通会計)
▶ 1人に33万8千円



▶ 571億9,740万円 [平成22年度]

※数値は、各時点の旧西尾市、旧一色町、旧吉良町及び旧幡豆町の合算分を、平成23年4月1日現在(合併後)の西尾市の人口、世帯数(住民基本台帳・外国人登録者数)より算定。

■ 西尾市の農水産物

上品な香りとまろやかなコクが特徴の「西尾の抹茶」。平成20年には特許庁の地域ブランドにも認定されています。

水産物としては、大粒でたっぷりつまった身が魅力の「三河湾のあさり」や矢作川水系の清らかな水源を利用し良質な脂がのった「一色産うなぎ」は絶品です。なお、「一色産うなぎ」も地域ブランドに認定されています。

西尾の抹茶



お茶畑



抹茶工場



西尾の抹茶

「西尾の抹茶」ブランドマーク

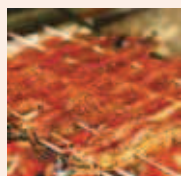
地域ブランド「西尾の抹茶」

西尾のてん茶（抹茶の原材料）で挽かれた抹茶は極上の香りと味わい！「西尾の抹茶」（西尾・安城・吉良で生産・てん茶加工・仕上げ・茶臼挽きした抹茶）は、特許庁により地域ブランドとして認定されています。

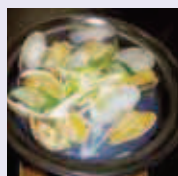
一色産うなぎ



うなぎ養殖



うなぎの蒲焼



あさりの酒蒸



潮干狩

生産量日本一の「うなぎ」



一色のうなぎの生産量は、昭和58年から連続日本一。トップブランドのイメージも定着した、極上の味わいです。

◀安心・安全・信頼を表す「一色産うなぎ」のブランドマーク。

三河湾のあさり

まだまだこんな特産品があります



【にしお小町】

「にしお小町」は、平成11年「ばらサミット」開催を記念して誕生した赤色の四季咲き中輪系のバラで、市のシンボルローズとなっています。



【バラの苗木】



【えびせんべい】



【カーネーション】



【いちご】

優れた技術を有する産業集積

technology

西尾市には、長い年月を通じて蓄積されてきた高度な技術集積があり、これが西尾市の底力です。この技術集積から、新たなビジネスチャンスが続々と生まれます。

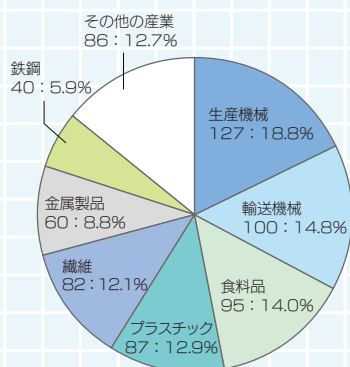


〈西尾市で活躍している主な企業〉

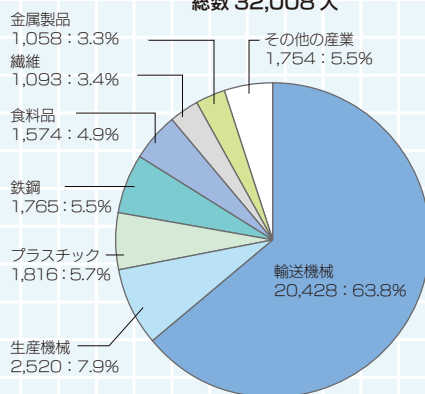
(株) デンソー、アイシン精機(株)、(株) あいや

DATA

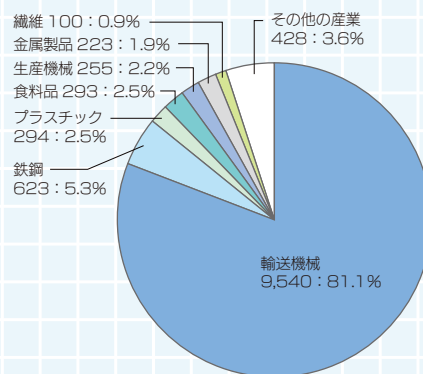
《製造業》 事業所数 (件)
総数 677 件



従業員数 (人)
総数 32,008 人



製造品出荷額 (億円)
総数 1兆 1,756 億円



[資料：平成22年工業統計調査]

企業用地のご案内

■ 企業用地



番号/団地名	所在地	計画面積 (ha)	立地面積 (ha)	希望業種
① きぬうら 衣浦14号地	港町	10.2	6.8 (分筆可)	製造業 物流業
② なかばた・へいさか 中畑・平坂工業団地	中畑町他	9.4	0.7	製造業
③ かみやた 上矢田工業団地	上矢田町	12.0	2.9 (オーダーメイド方式)	製造業
④ みやばかしのき 宮迫樫木工業団地	吉良町	9.6	2.9	製造業
⑤ まだらめせと 駱馬瀬戸工業団地	吉良町	45.0	20.0 (オーダーメイド方式)	製造業
⑥ てらべ 寺部工業団地	寺部町	12.6	7.0 (オーダーメイド方式)	製造業

■ 優遇制度

工場等の新設又は増設に関する支援

◆西尾市企業立地奨励金交付制度

西尾市港町地内(衣浦14号地)において、企業が愛知県企業庁から直接取得又は賃借した土地に工場等を設置する場合に、奨励金の交付又は固定資産税の課税免除を行います。

(1) 奨励措置の対象

- ①愛知県企業庁から土地を取得し、3年以内に工場等の操業を開始した企業
- ②愛知県企業庁と土地の賃貸借契約を締結し、3年以内に工場等の操業を開始した企業

(2) 奨励措置

- ①奨励金の交付(固定資産税相当額を3年度間交付)
 - ②固定資産税の課税免除
- ※①又は②の何れかを選択

◆西尾市工場等建設奨励金交付制度

市内に工場等の新設又は増設をしようとする企業に、奨励金の交付を行います。

(1) 奨励措置の対象

- ①取得又は賃貸借契約等を締結した土地に工場等の新設又は増設を行う企業
- ②投下固定資産の取得費が2億円以上となる企業
- ③過去に奨励措置を受けたことがない企業

(2) 奨励措置

奨励金の交付(固定資産税相当額を3年度間交付)

(3) 限度額

総額10億円

金融支援

◆西尾市創業等支援資金信用保証料補助金制度

新規創業事業者への支援のため、愛知県融資制度の経済環境適応資金創業等支援資金を受けた中小企業者等に対し、当該融資を受ける者が負担する信用保証料について、一定の条件を満たした場合に補助金を交付します。

(1) 補助対象者

法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有しており、平成24年4月1日以後に愛知県経済環境適応資金創業等支援資金の融資貸付実行を受け、信用保証料の支払いを済ませた事業主

(2) 補助率

支払済信用保証料の額の100%(20万円を限度とし、100円未満の端数を切り捨て)とし

ます。ただし、西尾市創業等支援資金信用保証料補助金の交付を受けた保証残高を回収条件にする場合は、支払済信用保証料から返戻保証料を差し引いた額とします。

◆西尾市新規開業貸付利子補給補助金制度

新規開業事業者への支援のため、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業が定める新規開業関連融資を受けた中小企業者等に対し、当該融資金額に係る利子について、一定の条件を満たした場合に補助金を交付します。

(1) 補助対象者

新たに事業を始める方、又は事業開始後1年以内の方で、法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有しており、平成24年4月1日以後に下記の新規開業関連融資の融資実行を受けた事業主

(2) 補助率

補助率は融資金額の1%(20万円を限度)とします。

◆西尾市信用保証料補助金交付制度

愛知県信用保証協会の信用保証付き融資制度(略称:振・振小・マル西)を利用された方が、貸付実行時に支払う信用保証料に対して市から補助金を交付します。ただし、西尾市信用保証料補助金の交付を受けた保証残高を回収条件にする場合は、支払済信用保証料から返戻保証料を差し引いた額とします。

○小規模企業等振興資金

(1) 補助率

第1回支払信用保証料の50%以内(100円未満切捨て)

(2) 限度額

20万円(※平成24年4月1日以降に貸付実行を受けた融資より適用)

○西尾市中小企業経営安定資金

(1) 補助率

第1回支払信用保証料の100%以内(100円未満切捨て)

(2) 限度額

20万円(※平成24年4月1日以降に貸付実行を受けた融資より適用)

問合せ先

西尾市役所 地域振興部商工観光課
〒445-8501
愛知県西尾市寄住町下田22番地
TEL 0563-56-2111

1 きぬうら 衣浦 14号地

愛知県企業庁にて分譲中、リースも可能
希望業種：製造業 物流業



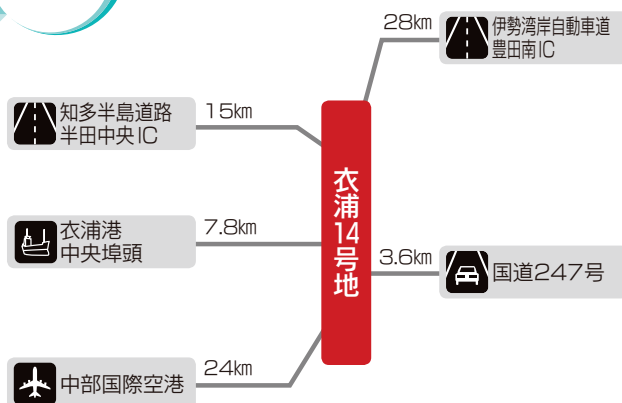
用地の特色

衣浦臨海工業地帯をバイパスで結び、名古屋市や豊橋市に通じる国道247号から約3.6km (車で約5分)、衣浦港中央埠頭から約7.8kmと交通アクセスに優れています。現在6.8haの分譲区画がありますが、ご要望に応じて分筆可能です。

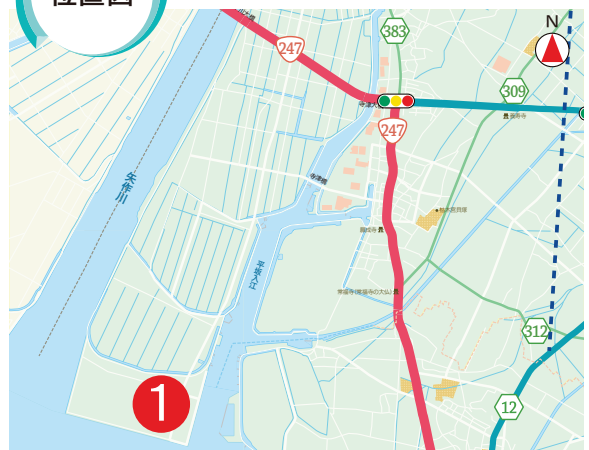
概要

所在地	西尾市港町
計画面積	10.2ha
立地面積	6.8ha (分筆可)
土地利用区分	工業専用地域
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：200%
上水道	西尾市上水道 (44 ~ 249円/㎡)
排水条件	企業が個別処理後排水路に排水
その他	企業立地促進条例による緑地面積率の緩和：緑地面積率5%
	固定資産税の減免 (3年間) 又は固定資産税 (土地・建物・償却資産) 相当額を3年間奨励金として交付
	分譲価格 25,700円/㎡

アクセス



位置図



2 なかばた・へいさか 中畑・平坂 工業団地



希望業種：製造業

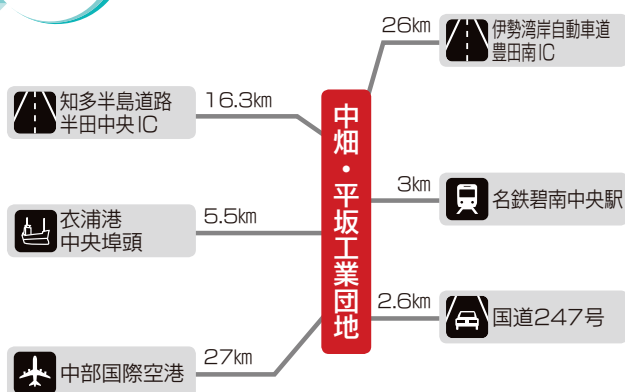
用地の 特色

名古屋市や豊橋市に通じる国道247号まで車で10分程度であり、衣浦臨海工業地帯へのアクセスは良好です。また、本地区は6区画の工業団地として完成が完了しており、地区計画により周辺環境との調和が図られ立地環境も優れています。

概要

所在地	西尾市中畑町他
計画面積	9.4ha
立地面積	0.7ha
土地利用区分	市街化調整区域
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：150%
上水道	西尾市上水道（44～249円/㎡）
排水条件	企業が個別処理後排水路に排水
その他	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額を3年間奨励金として交付
	緑地等整備済み
	都計法、農地法等の許可必要

アクセス

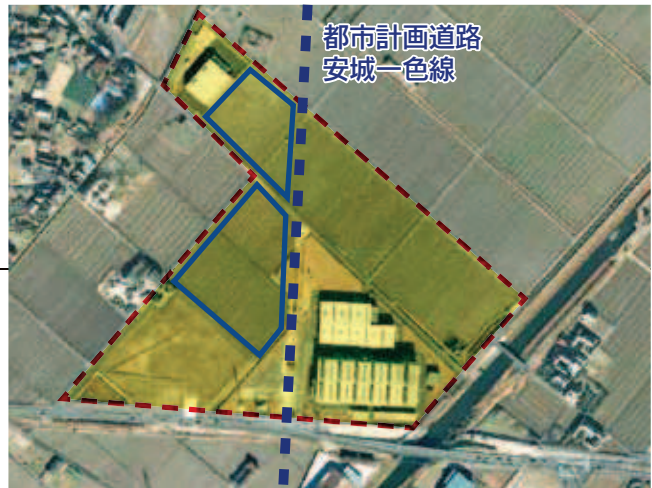


位置図



③ かみやた 上矢田 工業団地

希望業種：製造業



用地の特色

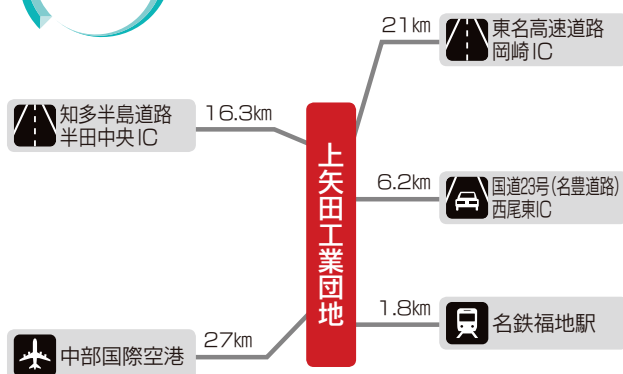
衣浦臨海工業地帯と岡崎市を結ぶ主要幹線道路「衣浦岡崎線」に隣接しており、国道1号・23号(名豊道路)・247号を始めとする東西幹線道路及び国道248号等の南北道路と連絡し、各主要都市へのアクセスは非常に円滑です。また、将来的には都市計画道路安城一色線が区内を走ることにより一層交通網が充実します。

概要

所在地	西尾市上矢田町
計画面積	12.0ha
立地面積	2.9ha (オーダーメイド方式)
土地利用区分	市街化調整区域
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：200%
上水道	西尾市上水道(44～249円/㎡)
排水条件	企業が個別処理後排水路に排水
その他	固定資産税(土地・建物・償却資産)相当額を3年間奨励金として交付 都計法、農地法等の許可必要

※オーダーメイド方式：立地箇所や規模等を貴社のご要望に合わせて選定し、造成工事までを行う。

アクセス



位置図



4 みやばかしのき 宮迫榎木工業団地



希望業種：製造業

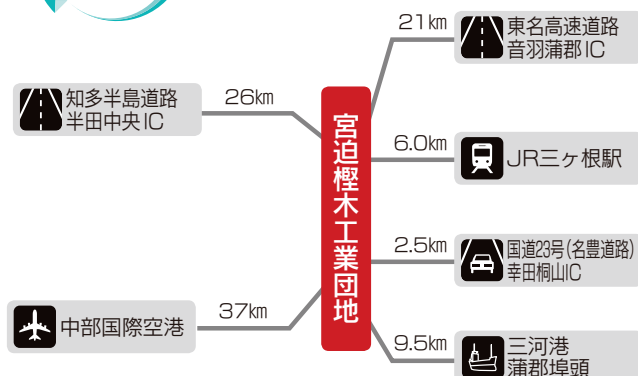
用地の特色

西尾市の東部丘陵地に位置し、国道23号（名豊道路）の幸田桐山ICまで約2.5km（車で約5分）と交通アクセスに優れ、地盤高も約70mと高いため津波の心配はありません。また、採石場跡地で地盤が固く液状化の心配もありません。

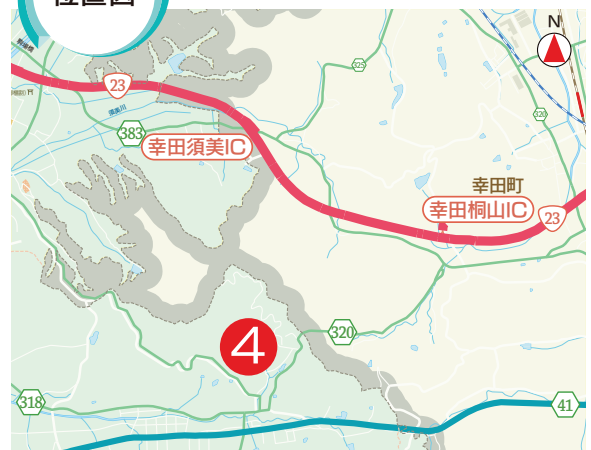
概要

所在地	西尾市吉良町
計画面積	9.6ha
立地面積	2.9ha
土地利用区分	市街化調整区域
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：200%
上水道	西尾市上水道（44～249円/㎡）
排水条件	企業が個別処理後排水路に排水
その他	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額を3年間奨励金として交付 都計法、農地法等の許可必要

アクセス



位置図



5 5 まだらめせと 駿馬瀬戸 工業団地

希望業種：製造業



用地の 特色

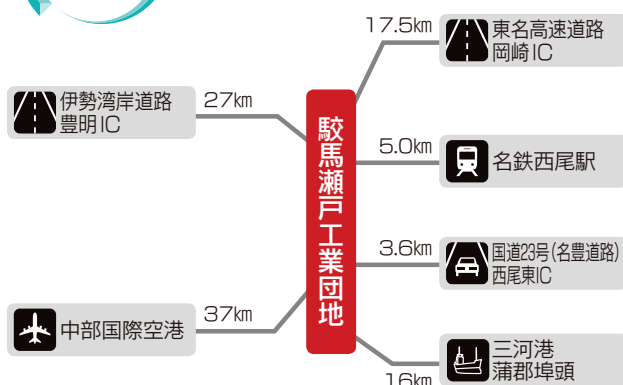
西尾市の東部丘陵地に位置し、国道23号（名豊道路）の西尾東ICまで約3.6km（車で約8分）と交通アクセスに優れ、地盤高も40m以上と高いため津波の心配はありません。また、地盤が固く液状化の心配もありません。

概要

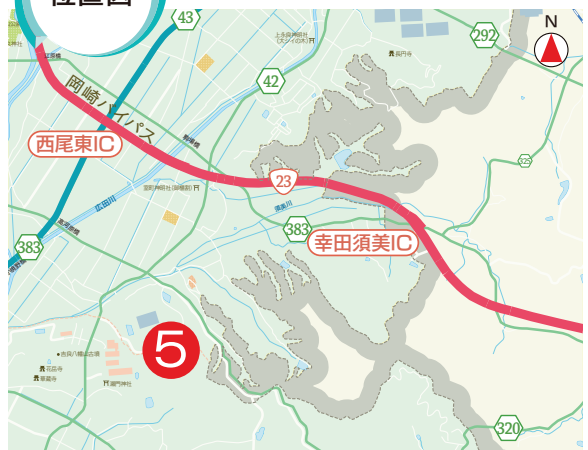
所在地	西尾市吉良町
計画面積	約45ha
立地面積	約20ha（オーダーメイド方式）
土地利用区分	市街化調整区域
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：200%
上水道	西尾市上水道（44～249円/㎡）
排水条件	企業が個別処理後排水路に排水
その他	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額を3年間奨励金として交付 西尾市土地開発公社開発予定 都計法、農地法等の許可必要

※オーダーメイド方式：立地箇所や規模等を貴社のご要望に合わせて選定し、造成工事までを行う。

アクセス



位置図



⑥ 寺部工業団地



希望業種：製造業

用地の特色

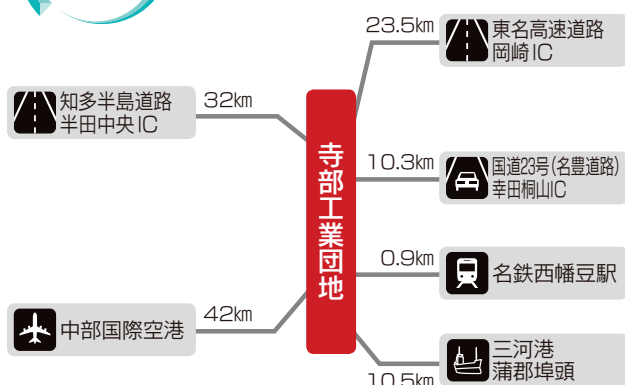
採石場跡地であり、地盤は花崗岩（かこうがん）で地震にも強く安定した区域です。また、国道247号からも約500mの距離にあり、交通アクセスにも優れています。

概要

所在地	西尾市寺部町
計画面積	約12.6ha
立地面積	約7.0ha（オーダーメイド方式）
土地利用区分	第1種低層住居専用地域
建築基準	建ぺい率：30% 容積率：50%
上水道	西尾市上水道（44～249円/㎡）
排水条件	除外施設を設置し、公共下水道に接続。雨水は排水路に排水
その他	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額を3年間奨励金として交付 都計法の用途地域変更予定 都計法、農地法等の許可必要

※オーダーメイド方式：立地箇所や規模等を貴社のご要望に合わせて選定し、造成工事までを行う。

アクセス



位置図

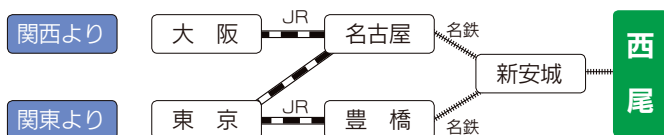


企業用地のご案内

● 交通アクセス



[ご利用交通機関]



- 名鉄名古屋駅より吉良吉田行き急行で約48分
- 名鉄蒲郡駅より名古屋西尾方面行き約45分
- 東名高速道路岡崎ICより車で約45分
- 知多半島道路半田ICより車で約30分

■ 連絡先

西尾市役所 企画部企業誘致課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
 TEL 0563-56-2111 FAX 0563-56-0212
 E-mail yuuchi@city.nishio.lg.jp
 ホームページ <http://www.city.nishio.aichi.jp/>



モバイル版
QRコード

平成 24 年 5 月

深池地区内陸工業団地 進出企業募集

西尾市土地開発公社では、深池地区内陸工業団地への進出企業を募集しています。工業用地をお探しの企業様は、是非、当工業団地への進出をご検討ください。

1 用地の特色

都市計画道路衣浦岡崎線に近接し、国道 23 号（名豊道路）の西尾東 I.C.まで約 5 km という交通の利便性に優れた位置にあります。

2 概要

所在地	西尾市深池町地内
分譲面積及び価格	Bブロック 面積：5,616.41 m ² 価格：166,807,377 円（29,700 円/m ² ） Cブロック 面積：6,014.70 m ² 価格：178,636,590 円（29,700 円/m ² ）
区域区分	市街化調整区域（深池内陸工業団地地区整備計画区域）
建築基準	建ぺい率：60% 容積率：150% 高さ（最高限度）：20m
上水道	西尾市上水道：44 円～249 円/m ³
排水条件	個別処理後排水路に排水
その他	西尾市工場等建設奨励金制度適用地域

3 建築物の用途

- ・工場（但し、建築基準法別表第二(り) 項第三号(八の三)、(十三)及び(十三の二)並びに(ぬ)項第一号で定めるものを除く)
- ・上記の建築物に付属し、用途上不可分のもの。

4 アクセス

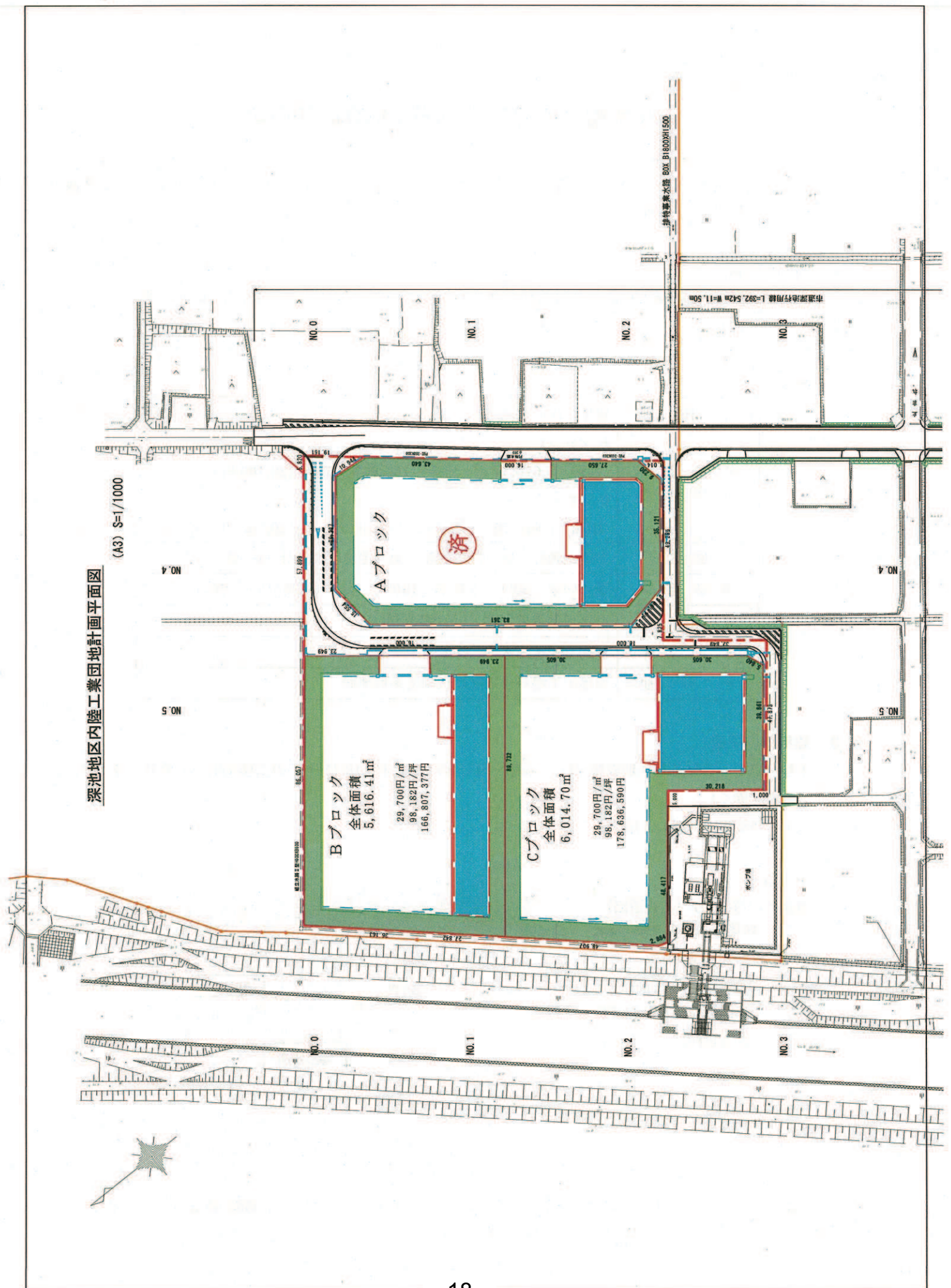
- ・道路：国道 23 号（名豊道路）
西尾東 I.C.より約 5 km
東名高速道路
岡崎 I.C.より約 20km
- ・空港：中部国際空港より約 30km
- ・鉄道：名鉄西尾駅より約 3 km



連絡先 西尾市土地開発公社(西尾市企画部企業誘致課内) 0563-56-2111(代表) 0563-65-2157(ダイヤルイン)
ホームページ <http://www.city.nishio.aichi.jp/>

深池地区内陸工業団地計画平面図

(A3) S=1/1000





西尾市で工場等を建設する企業を支援します！！

工場等建設奨励金のご案内

西尾市では、市外からの企業進出及び市内企業の設備投資の促進を図り、市内産業の振興と市勢の発展に寄与することを目的として「西尾市工場等建設奨励条例」を制定し、市内に工場等を建設する企業に対し、奨励金を交付します。

1. 対象地域

市内全域 ※ただし、衣浦 1 4 号地（西尾市港町）は、別に優遇制度があるため対象外です。

2. 対象事業

- ・ 物品の製造及び流通業務の用に供される工場等(建物及び償却資産)を新設又は増設する場合
- ・ 具体的な工場等に係る事業は、日本標準産業分類に掲げる①～④の何れかです。

- ① 大分類 E—製造業
- ② 中分類 4 4—道路貨物運送業、中分類 4 7—倉庫業、小分類 4 8 4—こん包業
- ③ 大分類 I—卸売業・小売業
- ④ その他市長が適当と認める業務

◇新設とは、市内に工場等を有しない企業が、市内に工場等を設けること

◇増設とは、市内に工場等を有する企業が、事業規模の拡大を目的として市内に工場等を設けること
または既設の工場等の敷地に隣接して工場等を拡大すること
注) 工場等の増設により、市内における建物の床面積が増加すること

3. 奨励条件

- ① 取得又は賃貸借契約等を締結した土地に、工場等の新設又は増設を行うこと
- ② 投下固定資産の取得費が 2 億円以上となること
- ③ 過去に「西尾市工場等建設奨励条例」又は「西尾市企業立地促進条例」の規定による奨励措置を受けたことがない企業
- ④ 市税を滞納していないこと
- ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を営んでいないこと

◇投下固定資産とは、操業開始前 5 年以内に工場等の新設又は増設のために取得した土地、建物及び償却資産

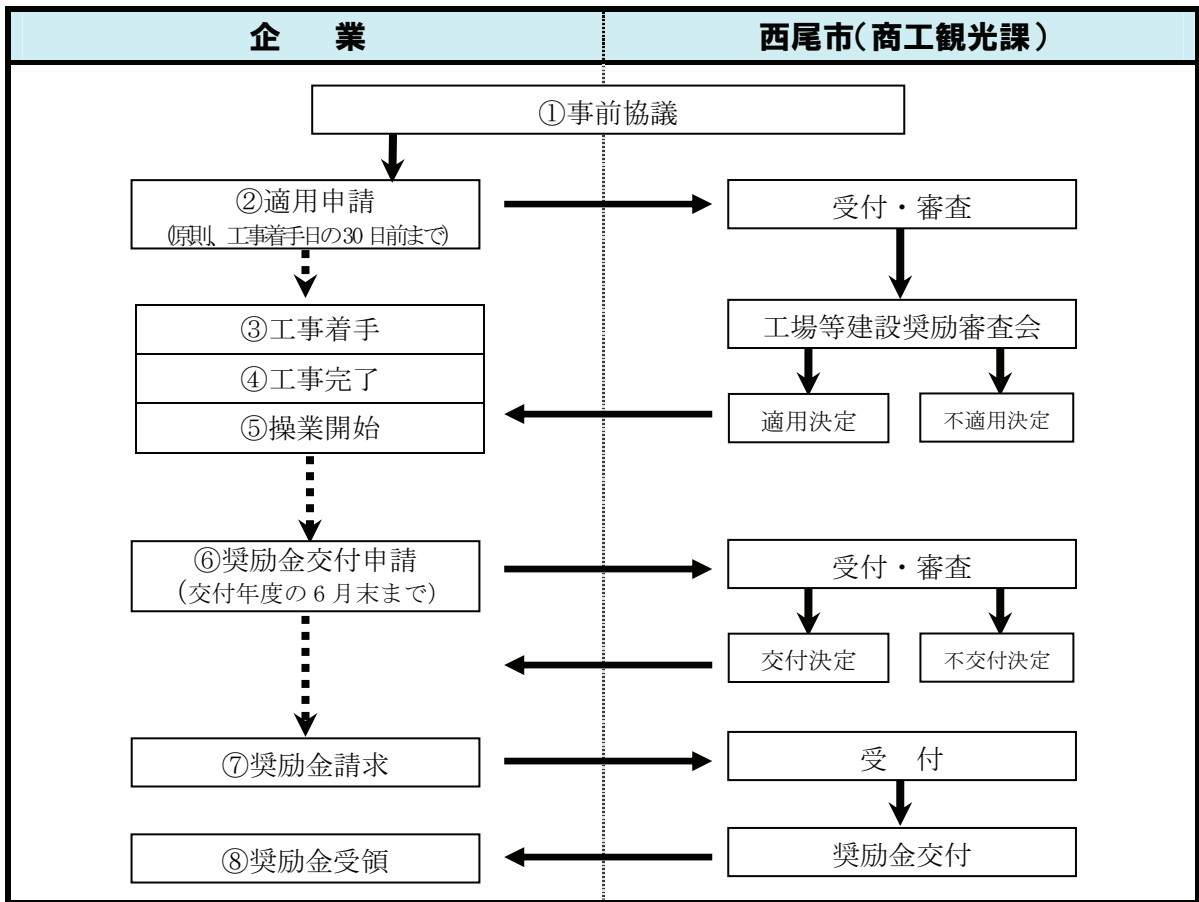
※ただし、平成 23 年 1 月 31 日までに奨励措置の適用を受けている場合、平成 18 年 1 月 2 日以後に工場等の新設又は増設のために取得した土地、建物及び償却資産

4. 奨励措置

新設又は増設をした工場等の操業を開始した後に最初に係る固定資産税を課された年度の翌年度から起算して 3 年度間、各交付年度の前年度の固定資産税の納付額に相当する額を交付します。（総額 10 億円限度）

◇固定資産税とは、西尾市市税条例（昭和 43 年西尾市条例第 17 号）に基づき、西尾市が市内の土地、家屋(建物)及び償却資産の所有者に対して課する当該土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに当該土地及び家屋に係る都市計画税のうち、投下固定資産に係るもの

5. 奨励金交付までの主な流れ



※2年度目以降は、⑥以降の手続きとなります。

②適用申請に必要な書類

工場等建設奨励措置適用申請書

〈添付書類〉

- 1 企業概要書
- 2 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- 3 定款又は規約
- 4 事業計画書
- 5 投下固定資産取得額を証する書類(売買契約書の写し等)
- 6 固定資産課税証明書(家屋)
- 7 土地の登記事項証明書(賃貸借等に係る土地については賃貸借契約書等の写し)
- 8 建築確認申請書の写し
- 9 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを証するもの)
- 10 その他必要と認める書類

③工事着手届を提出してください。

④工事完了届を提出してください。

⑤操業開始届を提出してください。

⑥交付申請に必要な書類

工場等建設奨励金交付申請書

〈添付書類〉

- 1 投下固定資産取得額を証する書類(第1回目の交付申請時のみ)
- 2 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを証するもの)
- 3 前年度の投下固定資産に係る固定資産課税証明書
- 4 その他必要と認める書類

⑦工場等建設奨励金交付請求書を提出してください。

※適用申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※奨励措置の適用を受ける企業から相続、合併、分割、営業譲渡等により事業を承継した場合は、承継承認申請書を提出してください。

※奨励金の交付を受けるためには、平成29年3月31日までに奨励措置の適用決定を受けることが必要です。

申込み、問合せ、相談は **西尾市 地域振興部 商工観光課**

【電 話】(0563) 56-2111 (内線3706) 【FAX】(0563) 57-1313

【e-mail】 shoko@city.nishio.lg.jp

西尾市で設備投資する企業を支援します！！

企業再投資促進補助金のご案内

西尾市では、市内企業の流出防止、市内産業の振興と市勢の発展に寄与することを目的として、市内に工場等の新增設をしたり、工場等の建物内に新たに機械設備を設置する企業に対し、その費用の一部を補助します。

1. 対象事業者

対象分野（製造業）

- (1) 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、ロボット関連
- (2) 企業立地促進法に基づく西三河地域基本計画の指定集積業種※
(輸送機械関連、機械・金属関連、電気・電子機器関連、農商工連携関連)

2. 対象経費

工場等の新增設に伴う固定資産（土地を除く）取得費用の合計額とします。

- ◇ 工場等の新增設とは、
 - ・工場または研究所の新增設
 - ・工場または研究所の改修（建物の中古取得含む）
 - ・機械設備の購入（中古取得含む）※償却資産として申告するものが対象

3. 補助金額

補助対象経費の10%以内とし、最大10億円を市と県で補助します。

- ◇ ただし県の予算状況等に応じて補助率が低くなる可能性があります。

4. 補助条件

- ① 補助対象者
 - ・中小企業：補助金交付期間中の常用雇用者数が25人以上で投資規模が1億円以上
 - ・大企業等：補助金交付期間中の常用雇用者数が100人以上で投資規模が25億円以上
- ② 西尾市内（旧幡豆郡3町含む）に20年以上立地していること。
- ③ 同一事業において県または市の定める他の補助金等制度の対象になっていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。
- ⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を営んでいないこと。

5. 補助期間

平成24年10月1日から平成27年3月31日まで。

※上記期間内に認定申請を行い、平成29年3月31日までに操業を開始したものが対象となります。

6. その他

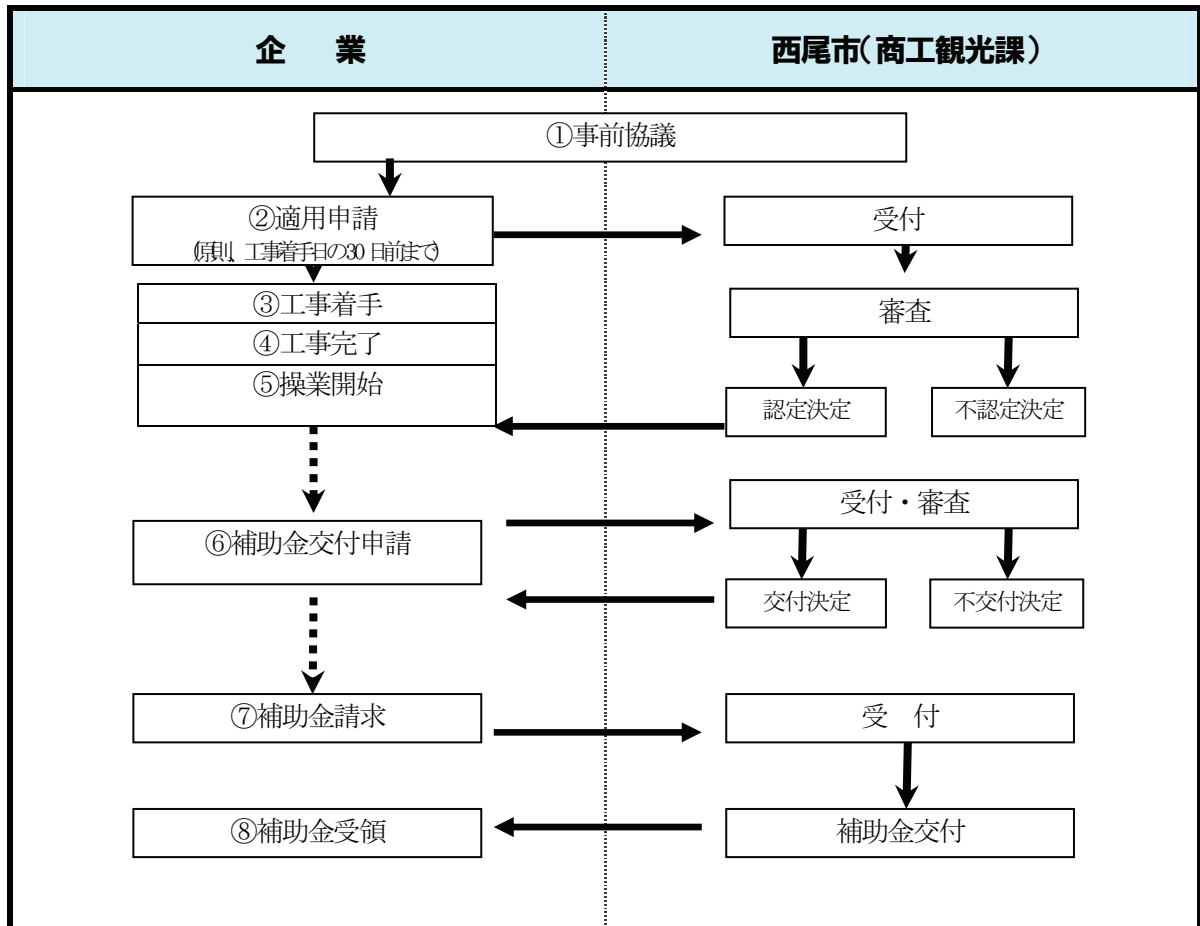
市へ申請書提出後、県の「新あいち創造産業立地補助金」に採択されなければ、企業再投資促進補助金を受けとることができません（申請取り下げとなります）。

※ 西三河地域基本計画の指定集積業種とは

〈指定集積業種〉（ただし、小分類、細分類において一部除外されるものがあります）

- ・輸送機械関連産業： 11繊維工業、16化学工業、18プラスチック製品、19ゴム製品、21窯業・土石製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、31輸送機械、3231時計・同部分品
- ・機械・金属関連産業： 11繊維工業、16化学工業、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機器、31輸送機械、3231時計・同部分品
- ・電気・電子機器関連産業： 11繊維工業、21窯業・土石製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、31輸送機械、3231時計・同部分品
- ・農商工連携関連産業： 9食料品、10飲料・たばこ・飼料、12木材・木製品、13家具・装備品、52飲食料品卸売、5311木材・竹材卸売、5511家具・建具卸売

7. 補助金交付までの主な流れ



②適用申請に必要な書類

補助事業認定申請書

〈添付書類〉

- 1 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- 2 今後（5年間）の事業の見通しを説明する資料
- 3 法人に係る登記事項証明書、定款及びパンフレット
- 4 常用雇用者数を説明する資料
- 5 貸借対照表、損益計算書、事業報告又はこれに準ずるもの（直近の3事業年度分）
- 6 納税証明書 7 立地年数を証明する資料（定款や企業概要等で証明できれば不要）
- 8 固定資産取得費用を証する書類
- 9 土地又は家屋の登記事項証明書若しくは賃貸借契約書の写し
- 10 その他市長が必要と認める書類(市税の滞納がないことを証するもの)

③工事着手届を提出してください。

④工事完了届を提出してください。

⑤操業開始届を提出してください。

⑥補助金交付申請に必要な書類

補助金交付申請書

〈添付書類〉

- 1 常用雇用者数を説明する資料
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 固定資産取得費用の総額を証する書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

⑦補助金交付請求書を提出してください。

※適用申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※奨励措置の適用を受ける企業から相続、合併、分割、営業譲渡等により事業を承継した場合は、承継承認申請書を提出してください。

※補助金の交付を受けるためには、平成27年3月31日までに補助認定の適用決定を受けることが必要です。

申込み、問合せ、相談は **西尾市 地域振興部 商工観光課**

【電話】(0563) 65-2168 (直通) 【FAX】(0563) 57-1321

【e-mail】shoko@city.nishio.lg.jp

【企業立地フェア2012:東京ビッグサイト】



市長トップセールス



中根代議士視察



西尾市展示ブース

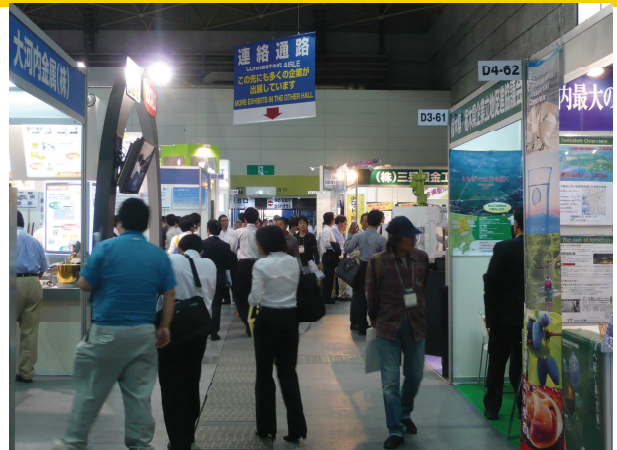


会場内の様子

【関西機械要素技術展:インテックス大阪】



市長トップセールス



会場内の様子



西尾市展示ブース

■各展示会の来場者数等	
【企業立地フェア:東京ビッグサイト】	
会 期	H24. 5. 23(水)~5. 25(金)
来場者数	13,325 人
【関西機械要素技術展:インテックス大阪】	
会 期	H24. 10. 3(水)~10. 5(金)
来場者数	30,673 人

企業誘致による税収への影響について 【平成24年度】

1. 進出企業について(H24.8.16現在)

	地区名	進出企業名				
西尾	衣浦14号地	中日本鑄工(株)	かとう製菓(株)	黒龍産業(株)		
	矢田(1)	阪部工業(株)				
	矢田(2)	(有)ジェイ・シーワイヤリングシステム				
	矢田(3)	寿金属工業(株)				
	平原須美	(株)アピックス	日本ペローズ工業(株)	サンキ工業(株)	(株)オーテック	東鋼管工業(株)
		小嶋工業(株)→川本鋼材(株)				
	南中根	アイシン精機(株)				
	下羽角	日本APT(株)				
	細池	愛知県中央青果(株)				
	花蔵寺	榊原精器(株)	(株)光南			
	平坂西新田	(株)大成製作所	(株)名南製作所			
	鵜ヶ池	丸藤精工(株)				
	岡島江原	サンエイ(株)	佐久間特殊鋼(株)	小松運輸(株)	カリツー(株)	
	室須美南山	三河ダイハツ(株)	アイシン辰栄(株)			
	中畑平坂	(株)オティックス	(株)実陽興産	アスカ工業(株)	(株)ティーケーエス エネロップ(株)	
	矢曾根	(株)フィールコーポレーション				
丁田	(株)ドミー					
吉良	岡山八幡山	井上護謨工業(株)	(株)イノアックコーポレーション	アイシート工業(株)		
	瀬戸寄名山	(株)杉浦鉄工所	(株)中村鉄工所	(株)セイコー		
	岡山石流	(株)牧製作所				
	下河原	ミックス(株)				
	友国松下	アイシンエーアイ(株)				
	友国工業団地	ワールドモーター(株)				
一色	坂田新田	榊原工業(株)	毎味水産(株)			
	開正	(有)三河螺子				
幡豆	寺部	(株)豊田自動織機(研修所)				

2. 進出企業の税収について

(1) 調査対象企業数

年度	西尾エリア	一色エリア	吉良エリア	幡豆エリア	合計
H23	33	1	9	1	44
H24	33	3	10	1	47

(2) 固定資産税額

(単位:円)

年度	土地	家屋	償却資産	合計
H23	104,815,300	179,309,400	188,237,700	472,362,400
H24	108,258,738	172,713,300	312,768,700	593,740,738

※ 土地、家屋の固定資産税及び都市計画税については、新たに進出した土地にかかる税額を計上。

※ 償却資産税については、税情報から新たに進出した土地の資産のみを抽出することが困難なため、基本的に会社全体の税額を計上。但し、従来から立地している企業のうち、アイシン精機(株)、榊原精器(株)、(株)オティックス、(株)実陽興産、エネロップ(株)は、償却資産税の計上なしとして処理。

(3) 法人市民税

(単位:円)

年度	均等割額	法人税割額	合計
H22	14,159,100	153,198,700	167,357,800
H23	14,954,500	232,628,200	247,582,700

※ 法人市民税については、年度中の確定及び中間申告に係る均等割額及び法人税割額を計上。企業留置の観点から税額影響に合算。

公開事業診断に係る追加資料【企業誘致課】

H25.7.24作成

対象事業：企業誘致推進事業

◆平成19年度以降の年度別立地企業数

立地年度	企業数
平成19年度	5社
平成20年度	8社
平成21年度	5社
平成22年度	7社
平成23年度	6社
平成24年度	3社
平成25年度	7社
進行中	14社
合計	55社

◆展示会アンケート結果

【移転、増設等の予定の有無】

アンケート回答社数 — 131社

業種	企業数	移転の検討	増設の検討
製造業	94社	3社	6社
研究開発	1社	0社	0社
その他（IT関連、コンサル等）	36社	0社	1社

【西尾市を知る人の割合】

○回答者全体

西尾市を知る人	62人	47.3%
西尾市を知らない人	69人	52.7%

○県内企業（24名）を除いた場合（107名）

西尾市を知る人	38人	35.5%
西尾市を知らない人	69人	64.5%

西尾市工場等建設奨励条例適用企業及び奨励金交付状況

補助内容：企業が市内に建物を新設又は増設した場合、対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）税の相当額を3年間奨励金として交付する。

H25.7.24現在

NO	奨励金交付年度及び奨励金額(単位:円)												備考				
	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度			H26		H28	
	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額		件数	奨励金額	件数	奨励金額
合計	1	6,484,000	6	97,814,000	11	147,895,000	11	140,818,000	9	75,714,000	8	62,794,000	未定	未定	未定	未定	

奨励金支払い累計額 531,519,000

西尾市企業立地促進条例適用企業及び奨励状況(課税免除該当企業含む)

補助内容：企業が衣浦14号地に建物を新設又は増設した場合は、対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）税の相当額を3年間課税免除又は奨励金として交付する。

H25.7.24現在

NO	奨励金年度及び奨励金額(単位:円)												備考				
	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度			H25年度		H26	
	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額		件数	奨励金額	件数	奨励金額
合計	1	0	1	0	2	5,846,200	1	6,248,600	1	6,036,200	1	0	1	0	未定	未定	

課税免除企業：平成19年度～平成21年度 1企業 平成24年度～平成26年度 1企業 計2企業が該当

奨励金支払い累計額 18,131,000

一色町産業立地促進条例適用企業及び奨励状況(合併後は西尾市工場等建設奨励条例に統合)

補助内容：企業が市内に建物を新設又は増設した場合、対象となる固定資産（土地、家屋、償却資産）税の相当額を3年間奨励金として交付する。

H25.7.24現在

NO	奨励金年度及び奨励金額(単位:円)												備考		
	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度			H28年度	
	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額	件数	奨励金額		件数	奨励金額
合計	1	3,032,000	2	9,035,000	2	8,673,000	2	13,763,000	1	未定	1	未定	未定	未定	

奨励金支払い累計額 34,503,000